

ご利用ください!

三鷹市事業者向け 融資あっせん制度

三鷹市では、中小企業者のみなさんを支援する各種の融資あっせんを行っています。事業の運転資金、設備の購入資金、事業所の改装資金など様々な場面で活用できます。利子補給・信用保証料の補助が受けられるため、有利な条件でご利用いただけます。



○ご利用いただける方（創業資金をのぞく）

あっせん対象者の基本要件

- 法人** 市内に引き続き1年以上本店所在地を有する中小企業者で、次の1～5全てに該当する方。
- 個人** 市内に引き続き1年以上住所を有する個人で、次の1～5全てに該当する方。
- NPO法人** 市内に引き続き1年以上主たる事務所を有する法人で、次の1～5全てに該当する方。

1. 市内または近隣地域（武蔵野・調布・小金井・府中・世田谷・杉並）に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる（工業関連資金はのぞく）
2. 市民税・法人市民税を滞納していない
3. 連帯保証人が1人以上いる（個人の場合は原則不要、法人の場合は原則代表者個人）
4. 東京信用保証協会の保証対象業種である
保証対象とならない業種：農林・漁業、性風俗関連特殊営業、金融業、学校法人、宗教法人等
5. 事業に必要な許認可等を受けている

○創業資金をご利用の方は、6ページをご覧ください。

申請受付・問合せ先

三鷹市 生活環境部 生活経済課 商工労政係

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所第二庁舎2階

電話 0422-29-9615

FAX 0422-46-4749

Eメール keizai@city.mitaka.lg.jp



各種案内・申請書は三鷹市ホームページ(URL: <https://www.city.mitaka.lg.jp/>)

トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度のページをご覧ください。

○融資の種類と条件

設備資金が不足する方へ！

運転資金や

小口事業資金

◆対象
表紙の基本要件と同じ

◆用途・限度額
運転資金＝700万円
設備資金＝1,000万円
※限度額は「小口」と「特定小口」の合計で判断

◆利率（年利）
1.0%（市が、1.375%を利子補給）

◆貸付期間
5年以内（据置き6か月以内を含む）

◆信用保証料の半額相当を補助

最近、売上げが落ち込んでしまった方へ！

不況対策緊急資金

◆対象
小口事業資金の対象で、最近3か月又は最近1年間の売上高・生産額又は利益率が平成31年1月以降のいずれかの年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者

◆用途・限度額
運転資金＝800万円
※限度額は「不況」と「特定不況」の合計で判断

◆利率（年利）
0.5%（市が、1.875%を利子補給）

◆貸付期間
6年以内（据置き12か月以内を含む）

◆信用保証料の全額相当を補助

起業者を応援！

創業資金

◆対象
市内に住所（法人は本店所在地）があり、市内で創業する、又は創業して1年未満の方。そのほかに要件があります。
※詳細は6ページをご覧ください。

◆用途・限度額
運転資金＝1,000万円
設備資金＝1,000万円
併用は合計1,000万円

◆利率（年利）
1.0%（市が、1.375%を利子補給）

◆貸付期間
7年以内（据置き12か月以内を含む）

◆信用保証料の半額相当を補助

市内製造業者を支援！

工業関連資金

◆対象
小口事業資金の対象で、原則として製造業、自動車整備業、機械等修理業を営んでいる中小企業者
資金使途：市内における土地及び建物の購入に係る費用、工場の移転、新設、建替、改修及び修繕に係る費用、設備の導入に係る費用等

◆用途・限度額
運転資金＝3,000万円
設備資金＝3,000万円
併用は合計3,000万円

◆利率（年利）
0.5%（市が、1.875%を利子補給）

◆貸付期間
10年以内（据置き12か月以内を含む）

◆信用保証料の全額相当を補助

大型店の出店により影響を受ける小売業の方へ！

大型店進出対策事業資金

◆対象
小口事業資金の対象で、小売業を営み、次のいずれにも該当する中小企業者
●大型店の出店地から1km以内の同業種の小売業を営んでいる
●出店する大型店が三鷹市まちづくり条例第27条第2項に規定する届出の日から開店後2年以内である

◆用途・限度額
運転資金＝1,000万円
設備資金＝1,000万円
併用は合計1,000万円

◆利率（年利）
0.5%（市が、1.875%を利子補給）

◆貸付期間
7年以内（据置き12か月以内を含む）

◆信用保証料の全額相当を補助

※融資制度利率は、2.375%です

信用保証料とは・・・

中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その債務を保証することで借入れを容易にすることを目的とした公的機関が信用保証協会です。その保証を受ける際、申請者の方は信用保証協会に対して「信用保証料」を支払う必要があります。
この「信用保証料」は、融資金額や返済期間、経営状況などにより保証協会が決定するものです。

「特定小口事業資金」「特定不況対策緊急資金」の『特定』とは…

「小口零細企業保証制度」の対象となり、信用保証協会の100%保証が受けられます。

100%保証のメリット

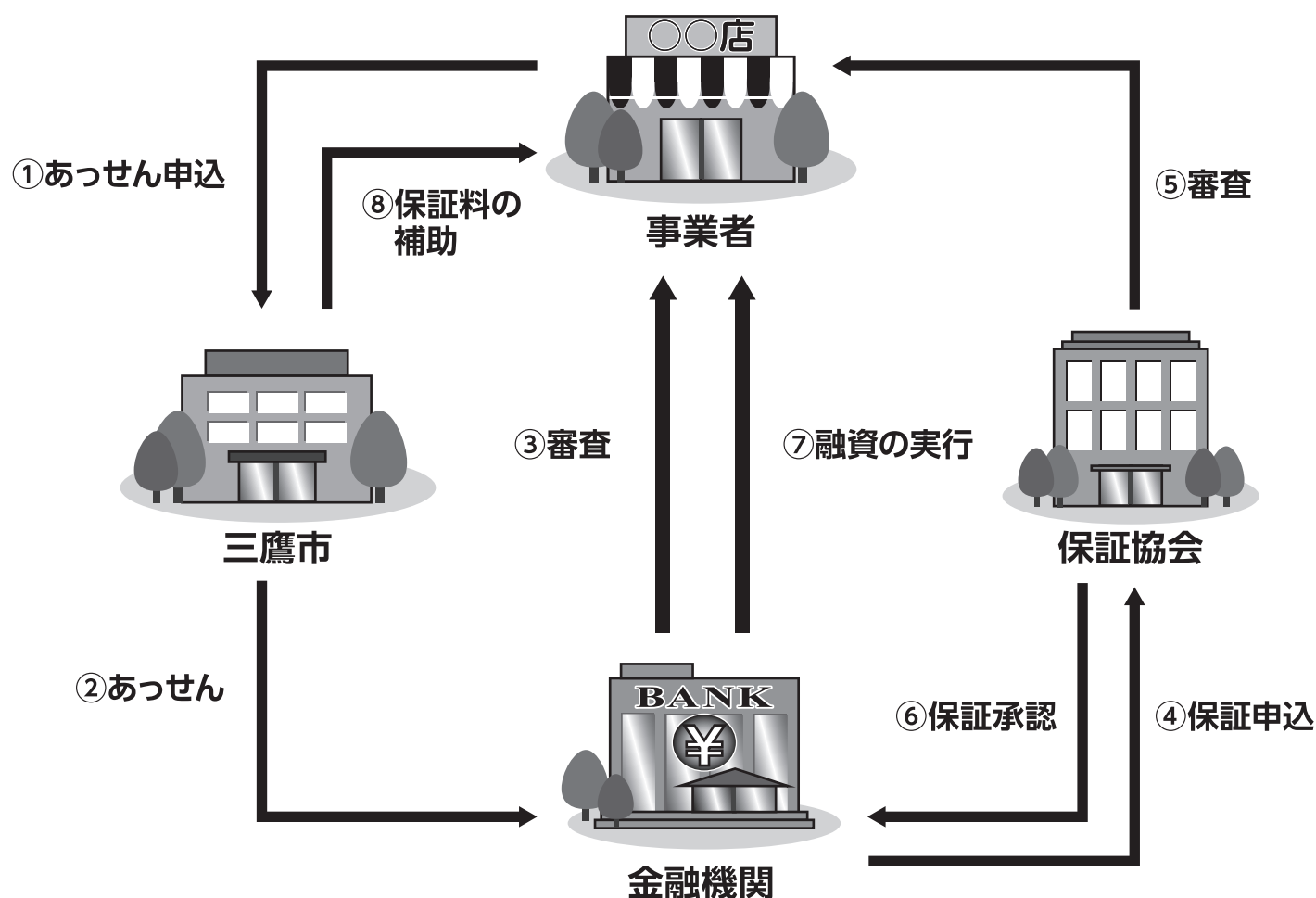
信用保証は原則、信用保証協会が80%、金融機関が20%の信用リスクを共有する仕組みになっています。100%保証は、信用リスクをすべて信用保証協会が負担し、金融機関にはリスク負担がなくなります。
そのため、条件にあてはまる事業者には、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- ◆利率は、令和8年3月31日までに市が申請書を受理する場合の利率です（固定金利）。
- ◆NPO法人の方は、『小口事業資金』『不況対策緊急資金』がお申込みいただけます。
- ◆このほかに、『三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れに対する利子補給制度』があります。
（詳細は環境政策課<0422-29-9612>におたずねください）

○申し込みに必要な書類（創業資金は6ページへ）

必要書類(各1通)	ご注意
◆共通書類 ☐ あっせん申請書(市所定のもの) ☐ 見積書の写し(設備資金のみ) *有効期限内で、宛名、発行企業の印があるもの ☐ 許認可書等の写し (許認可が必要な事業のみ) 【個人の場合】 ☐ 令和6年度 市民税・都民税の「納税証明書」 (発行後3か月以内のもの) *課税がない場合は、 「令和6年度 市民税・都民税 非課税証明書」 ☐ 確定申告書及び決算書等の写し 令和6年分 (税務署に提出した全て) 【法人の場合】 ☐ 直近事業年度の法人市民税の「納税証明書」 (発行後3か月以内のもの) ☐ 直近事業年度の確定申告書及び決算報告書等の写し (税務署に提出した全て) ☐ 履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの) 【NPO 法人の場合】 ※上記の【法人の場合】の書類に加え ☐ 特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類(東京都へ提出したことが確認できるもの) ● 事業報告書 ● 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 ● 年間役員名簿 ● 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ◆不況対策緊急資金・特定不況対策緊急資金 ☐ 比較表(市所定のもの) ☐ 比較表に記載した金額が確認できる書類 ◆工業関連資金 ☐ 事業計画書(市所定のもの)	◆ご申請の際は 書類確認の際、訂正印として用いる場合があります。できるだけ実印(法人は代表者印)をお持ちください。 ◆委任状について 代理人が申請書を提出する場合は委任状が必要となります。 ◆金融機関での必要書類について 左記のほか、金融機関の審査手続きの際に必要な書類を求められることがあります。 ◆連帯保証人・担保について 金融機関及び保証協会の審査において、第三者保証人や担保が必要となる場合があります。 ◆返済方法について 元金均等の割賦償還となります。 元金の一括繰上返済ができます。 ◆利子補給の停止について 返済中にこの制度の利用要件を満たさなくなった場合は、利子補給が停止し、利率が上がります。 ● 一括繰上返済をしたとき ● 条件変更をしたとき ● 代位弁済がなされたとき ● 市外へ転出・移転したとき ● 事業を廃業・解散したとき ◆その他 限度額以内であれば、同一資金の追加の融資あっせんも可能です。 事業者選択型経営者保証 非提供制度について【法人のみ】 一定の要件を満たす場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを事業者が選択できる制度があります。 事前に金融機関にご相談ください。

○あっせん申込から融資まで



○ご確認ください

●審査期間について

あっせん申込から融資の実行までは、概ね1～2か月間となりますが、審査の状況により2～3か月間を要することもあります。あらかじめご了承ください。

●融資の可否について

審査は、あっせんの可否を市が、金融上の審査を金融機関と保証協会がそれぞれの基準に基づき行います。審査の結果、減額や否決になることがあります。

●利子補給の停止について

次のいずれかに該当するときは、利子補給が停止し、利率が上がります。利用要件に関する変更があった場合は、速やかに金融機関・生活経済課へご連絡ください。

- 一括繰上返済をしたとき
- 条件変更をしたとき
- 代位弁済がなされたとき
- 市外へ転出・移転したとき
- 事業を廃業・解散したとき

●信用保証料補助金の返還について

一括繰上返済を行い、東京信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合、返還額のうち市の補助割合に応じて算出した額を返還していただきます。

◆対象

市内に住所(法人は本店所在地)があり、これから創業する、又は創業して1年未満の事業者(個人事業主・法人)で次の①～⑥の要件を全て満たす方。

- ① 市区町村民税を滞納していない
- ② 創業時まで、必要な許認可を受けられる
- ③ 確実な連帯保証人がいる(個人は原則不要、法人は代表者個人)
- ④ 現在事業主でない(又は事業主になって1年未満の方)
- ⑤ 市内に事業所がある(又は予定がある)
- ⑥ 東京信用保証協会の保証対象業種である

令和7年4月1日より
要件を緩和しました。

◆用途・限度額

運転資金・設備資金 各1,000万円(併用は合計1,000万円)

◆利率(年利) 1.0%(市が1.375%を利子補給)

◆貸付期間 7年(据置き12か月以内を含む)

◆信用保証料の半額相当を補助

◆必要書類(各1通)

- ☐ あっせん申請書(市所定のもの)
- ☐ 市区町村民税の「納税証明書」令和6年度(代表者個人) ※課税がない場合は令和6年度(令和5年中の所得の記載がある)非課税証明書 ※発行後3か月以内のもの
- ☐ 創業計画書(市所定のもの)
- ☐ 見積書の写し(設備資金のみ) ※有効期限内で、宛名、発行企業の印があるもの
- ☐ 履歴事項全部証明書(法人の場合) ※発行後3か月以内のもの
- ☐ 許認可書の写し(許認可が必要な事業のみ)

◆ご申請の際は

書類確認の際、訂正印として用いる場合があります。できるだけ実印(法人は代表者印)をお持ちください。

◆ご注意ください!

融資を利用中に、個人事業の方が市外へ転出する、法人の方が本店所在地を市外へ移転するなど、この制度の利用要件を満たさなくなった場合は、利子補給が停止し、利率が上がります。



○三鷹市以外の公的機関による融資制度

◆マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

商工会で経営指導(原則6か月以上)と融資の推薦を受けた方を対象とした、無担保・無保証人の融資制度です。

用途: 運転資金・設備資金 限度額: 2,000万円以内 返済期間: 10年以内(据置き期間2年以内)

利率: 年利2.00%(令和7年9月1日時点)

【お問い合わせ先】三鷹商工会 (平日午前9時～午後5時30分)

所在地: 三鷹市下連雀3-37-15 電話: 0422-49-3111



◆東京都中小企業制度融資

DXや働き方改革・女性活躍の推進、事業承継、創業、経営の安定化等のニーズに応じた融資制度です。

【お問い合わせ先】東京都産業労働局金融部金融課

電話: 03-5320-4877 (平日午前9時～午後5時)

※融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口です。



◆日本政策金融公庫 国民生活事業融資

個人企業・小規模企業・これから創業をお考えの方等を対象とした融資制度です。

【お問い合わせ先】日本政策金融公庫 三鷹支店 (平日午前9時～午後5時)

所在地: 三鷹市下連雀3-26-9 電話: 0570-035745



○その他の相談窓口

経営に関すること

◆三鷹商工会

経営・金融・税制・労働など経営全般にわたって様々なサポートを行っています。

所在地: 三鷹市下連雀3-37-15 電話: 0422-49-3111 (平日午前9時～午後5時30分)

【インボイス制度の導入やエネルギー価格、物価の高騰及び賃上げ等の事業環境変化による影響を受けている事業者の皆様へ】

経営相談窓口を設置しています。(令和8年3月31日まで ※期間延長、曜日変更の可能性あります)

どこへ相談するべきかわからない方へ、中小企業診断士が適切なご案内を行います。(予約制)

専用ダイヤル: 0422-29-8630 (午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く))



経営・創業等に関すること

◆株式会社まちづくり三鷹

経営・創業に関することなど、コーディネーターや専門家がアドバイスします。

相談は平日の午前9時～午後5時(約1時間ほど)

・事前予約制(無料)

詳細はまちづくり三鷹のホームページにて

お問い合わせ先: まちづくり三鷹 0422-40-9669(平日 午前9時～午後5時)



○融資あっせん取扱金融機関一覧

(金融機関コード・支店コード順)

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
み ず ほ 銀 行 三 鷹 支 店	三鷹市下連雀3-35-1	0422-43-2171
三 菱UFJ銀 行 三 鷹 支 店	三鷹市下連雀3-26-12	0422-47-3101
三 菱UFJ銀行三鷹中央支店	三鷹市下連雀3-26-12	0422-42-3811
き ら ぼ し 銀 行 三 鷹 支 店	三鷹市下連雀4-15-44	0422-44-8251
き ら ぼ し 銀行武蔵境南支店	調布市菊野台1-28-13	042-426-7128
八 十 二 銀 行 三 鷹 支 店	三鷹市下連雀3-35-1 ネオ・シティ三鷹13階	0422-41-1682
芝 信 用 金 庫 仙 川 支 店	調布市仙川町2-21-10	03-3308-8171
西 武 信 用 金 庫 三 鷹 支 店	三鷹市下連雀4-17-9	0422-47-3281
昭 和 信 用 金 庫 三 鷹 支 店	三鷹市上連雀8-4-8	0422-47-3131
多摩信用金庫三鷹下連雀支店	三鷹市下連雀1-9-15	0422-44-2121
多摩信用金庫武蔵境南口支店	武蔵野市境南町2-9-3	0422-32-2221
多摩信用金庫三鷹駅前支店	三鷹市下連雀3-26-9	0422-47-7385
大東京信用組合吉祥寺支店	武蔵野市吉祥寺本町4-10-10	0422-22-9221
大東京信用組合三鷹支店	三鷹市下連雀3-35-1	0422-48-2311